

令和8年度板倉町一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 処理区域 板倉町全域
- (2) 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (3) 処理対象 ごみ、し尿、浄化槽汚泥、雑排水処理槽汚泥

2 一般廃棄物の排出量の見込み

種類(ごみ)	排出量(単位:t/年)		
	家庭系(前年度実績比)	事業系(前年度実績比)	計(前年度実績比)
可燃ごみ	2,349.5 (▲76.9t)	740.0 (▲11.7t)	3,089.5 (▲88.6t)
不燃ごみ	75.8 (▲8.6t)	0.6 (▲0.1t)	76.4 (▲8.7t)
資源ごみ	518.2 (▲13.6t)	6.2 (▲0.1t)	524.4 (▲13.7t)
集団回収	55.0 (5.7t)	—	55.0 (5.7t)
合計	2,998.5 (▲93.4t)	746.8 (▲11.9t)	3,745.3 (▲105.3t)

<参考>

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	627.0g/人・日 (▲8.4g) 前年比1.3%減
1日あたりの事業系ごみ量	746.8t/年 (▲11.9t) 前年比1.5%減

種類(汚泥類)	排出量(前年度実績比)(単位:キログラム/年)	
し尿	330.0	(▲2.2)
浄化槽汚泥	4,206.0	(▲73.0)
雑排水処理槽汚泥	0.1	(0.1)

3 家庭から排出される一般廃棄物(生活排水を除く)の処理

(1) 排出量、収集回収及び収集方法

(単位 :トン/年)

一般廃棄物の種類	R8排出量 計画値	収集回数	収集方法	排出方法等	
燃えるごみ	2,169.5	週2回	ごみステーション	透明又は半透明の袋に入れる ※1	
危険物(陶磁器、割れガラス等)	33.9	月2回			
びん	79.2				
かん	30.1				
古紙類(新聞、雑誌等)	190.0	月2回	ごみステーション	種類別にまとめる	
ペットボトル	33.0			コンテナ等の容器に入れる	
容器包装プラスチック	97.0				
その他プラスチック※2	10.2				
小型家電類※2	9				
蛍光管	1.2	随時	拠点	町内各公民館又は「いたくりサイクルセンター」へ持ち込み	
乾電池	5				
廃食用油	1.2				町内各公民館へ持ち込み
古着類	21.5		排出者自ら持ち込み ※3	「たてばやしクリーンセンター」または「いたくりサイクルセンター」へ持ち込み	
鉄類	33.0				
非鉄類	7.8				
可燃性粗大ごみ(家具類等)	180.0				
不燃性粗大ごみ	41.9				
資源ごみ(集団回収分)	55				
合計	2,998.5				

※1 せん定枝は太さ3センチ以内かつ長さ40センチ以内であれば、ひもで縛り燃えるごみを収集するごみステーションへ搬入できる。なお、それを超えるもので太さ10センチ以内・長さ2メートル以内のせん定枝は、排出者が自らたてばやしクリーンセンターへ持ち込むことができる。さらに、これを超えるものは、排出者自らが民間業者にて処理することとする。

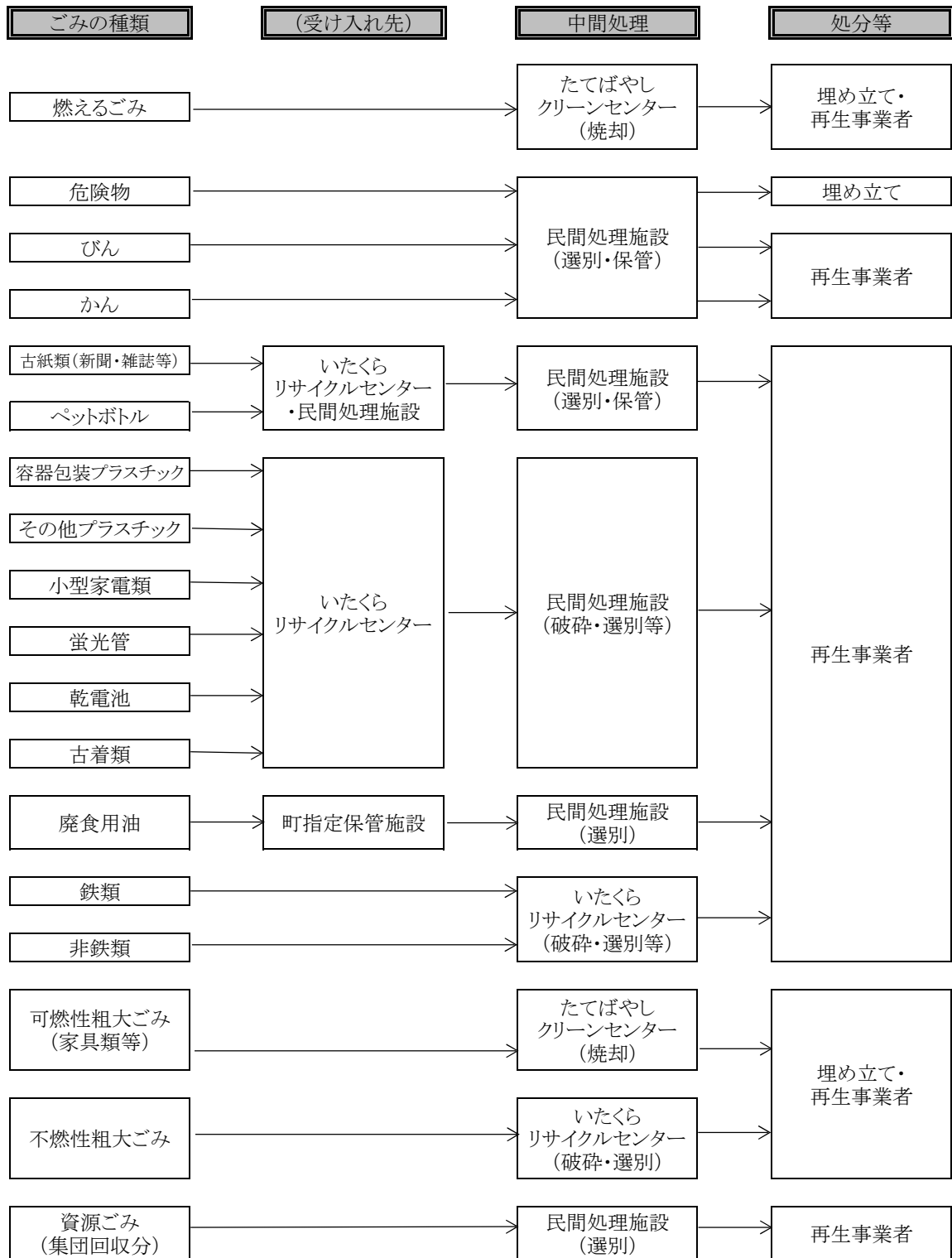
※2 その他プラスチック及び小型家電類については、30センチ以下のものは、ごみステーションへ設置される専用コンテナへ排出できる。また、それを超えるものは、いたくりサイクルセンターへ持ち込むことができる。

※3 自動車免許のないかた、身体の不自由なかたで自ら持ち込み出来ない場合は、事前申し込みにより有料にて町が収集する。

(2) 収集運搬の主体、処理方法

一般廃棄物の種類	収集運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	町(委託) ・ 排出者	衛生施設 組合	焼却	衛生施設 組合	埋立
危険物(陶磁器、割れガラス等)		民間(委託) ・衛生施設組合	資源化	民間(委託)	埋立
びん		民間 (委託)			
かん					
古紙類(新聞、雑誌等)					
ペットボトル					
容器包装プラスチック					
その他プラスチック					
小型家電類					
蛍光管					
乾電池					
廃食用油					
古着類		排出者	衛生施設 組合	焼却	衛生施設 組合
鉄類	資源化				
非鉄類					
可燃性粗大ごみ(家具類等)					
不燃性粗大ごみ					
資源ごみ(集団回収分)	団体	民間	資源化		

(参考)家庭から排出される一般廃棄物(生活排水を除く)の流れ



(3) 減量・リサイクル施策に関する事項

事業名等	事業内容
「ごみの分け方・出し方ポスター」「ごみ分別おしえて帳」の作成、町公式LINEごみの検索機能	ごみの分別や出し方の概要を説明した印刷物を町民へ配布するとともにホームページにも掲載する。また、町公式LINEにおけるごみの出し方についての検索機能。
広報いたくら	毎月ごみ減量化やリサイクルの推進に関する記事を掲載するとともに、年に1回特集ページも掲載し、啓発を行う。
出前講座(行政区)	行政区への出前講座を行い、町民に対し減量化やリサイクルに関する啓発を行う。
出前講座(学校)	町内小中学校に出向き、児童生徒対象に講座を開催することで、子から親、家族へと減量化やリサイクルに対する意識を広げていく。
資源ごみ集団回収助成支援	行政区や子ども会、小中学校PTA等、公共的な活動をしている団体に対し、資源ごみ(古紙やアルミ缶等)の回収量に応じた補助金を交付し、リサイクルを推進する。
資源ごみのステーション回収	古紙類(新聞、雑誌、段ボール)や容器包装プラスチック、小型家電、その他プラスチック、ペットボトルの資源ごみの分別を行い回収用コンテナ等を設置し、リサイクルを推進する。
資源ごみの拠点回収	資源ごみ(紙パック、蛍光灯、廃食用油、ペットボトル、乾電池、リチウムイオン電池)を回収できる専用ボックス等を町内各公民館へ設置し、リサイクルを推進する。
板倉町生活環境推進協議会制度	各行政区から推薦された推進員に対し、研修会や施設見学等を実施することで、廃棄物に関する資質向上を図り、町民の減量化対策の実践及び普及を図る。
食品ロス削減の推進	各家庭で簡単に取り組める食品ロス削減の啓発を行い、減量化を図る。また、フードドライブを実施し、食品ロス削減の推進を図る。
ごみの分け方出し方の啓発	町転入者に対するごみの分け方出し方に関する説明を行う。また、外国人を多く雇用する企業に対し、外国人向け説明会を開催し、ごみの減量化、資源化への啓発を行う。

(4) 排出禁止物及び適正処理困難物と処理方法

排出禁止物及び適正処理困難物	<p>(1) 有毒性又は有害性のあるもの</p> <p>(2) 病原性又は危険性のあるもの</p> <p>(3) 引火性のあるもの</p> <p>(4) 著しく悪臭のあるもの</p> <p>(5) 町が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすもの</p> <p>[具体例]別紙1を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器廃棄物(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)、パソコン、自動車やオートバイ(部品含む)、建築廃材、消火器、ガスボンベなど
処理方法	<p>排出者が、自ら販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器廃棄物 排出者が、自ら家電リサイクル法に基づき販売店に引き渡す。 ・パソコン 排出者が、自ら資源有効促進法に基づき製造メーカーへ連絡する。メーカーが不明な場合はパソコン3R推進センターへ連絡する。町と協定を結ぶリネットジャパンを利用する。 ・自動車(部品含む) 排出者が、自ら使用済み自動車の再資源化等に関する法律の引取業の登録を受けた業者等へ引取を依頼する。 ・オートバイ(部品含む) 排出者が、自ら処理業者等と連絡をとり、適正に処理を依頼する。 ・建築廃材、その他処理困難なもの 排出者が、自ら処理業者等と連絡をとり、適正に処理を依頼する。

(別紙1)

排出禁止物及び適正処理困難物の一例

種類	具体例
有毒性又は有害性のあるもの	農薬、殺鼠剤、塗料(ペンキ)、PCBを含む廃棄物など
病原性又は危険性のあるもの	注射針などの在宅医療廃棄物(血液等が付着したもの)
引火性のあるもの	廃油(ガソリン、軽油、灯油、オイルなど)、ガスボンベ、火薬など
特定家庭用機器廃棄物	テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
自動車・オートバイ(部品含む)	タイヤ、マフラー、バンパー、シート(座席)、サスペンション、エンジン、ドアミラー、自動車ガラス、ライト、バッテリーなど
建築廃材	洗面台、浴そう、流し台(※以上、金属製のものを除く)、畳、石こうボード、便器、断熱材(グラスウールなど)、壁材、へーベル材、石、瓦、セメント製品、コンクリート製品、レンガなど
その他適正処理が困難なもの	消火器、ピアノ・オルガン、漬け物石、耐火金庫、農業用資材、ドラム缶、農機具(耕耘機、脱穀機など)、ラドン発生器など

4 事業所から排出される一般廃棄物(生活排水を除く)の処理

(1) 排出量、収集回収及び収集方法

(単位：トン/年)

一般廃棄物の種類	R8排出量 計画値	収集回数	収集方法
可燃ごみ	740.0	適宜	排出者自らたてばやしクリーンセンターへ持ち込み・許可業者(別紙2)による事業所別収集
資源ごみ(古紙類等)	6.2		
不燃ごみ(陶磁器くず等)	0.6		排出者自ら・許可業者(別紙2)による事業所別収集
合計	746.8		

(2) 収集運搬の主体、処理方法

一般廃棄物の種類	収集運搬 の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	排出者 ・ 許可業者	衛生施設 組合	焼却	衛生施設 組合	埋立
資源ごみ(古紙類等)		民間※1	資源化	/	
不燃ごみ(陶磁器くず等)					

※ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とするが、上表に記載される一般廃棄物(可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ)については、館林衛生施設組合へ持ち込むことができる。また、せん定枝については、民間の資源化施設で処理することができる。

この場合、排出者自ら館林衛生施設組合の処理施設へ搬入するか、町が許可した一般廃棄物処理業者(別紙2を参照)に収集委託し処理ができるものとする。なお、ごみ処理の広域化に伴い、許可業者が「たてばやしクリーンセンター」及び「いたくりサイクルセンター」へ搬入するごみについては、館林市、板倉町、明和町のごみを混載しないこととする。

(3) 減量化・適正処理・リサイクル施策に関する事項

事業名等	事業内容
ごみ減量化の推進	簡易包装の実施や使い捨て商品使用抑制により、ごみの減量化を図る。また、事業所内でごみ分別を徹底し、ごみ減量化を推進する。
資源ごみ自主回収ルート確保	店頭回収の推進や事業所から排出されるごみの分別により、資源ごみとして活用できるもののリサイクルを推進する。
適正処理の推進	館林衛生施設組合の処理施設内で搬入時検査を実施し、不適切排出業者への指導を行う。

(別紙2)

一般廃棄物処理業許可業者(板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例関係)

《町内》

業者名	収集運搬・処分の別	一般廃棄物の種類 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)
ウム・ヴェルト株式会社 (板倉町大字下五箇1865)	収集・運搬・処分	一般廃棄物
有限会社 井上興業 (板倉町大字飯野乙1911-2)		
有限会社 川島解体工業 (板倉町大字海老瀬660)		一般廃棄物(せん定枝)
一般社団法人 板倉町シルバー人材センター (板倉町板倉3411-1417)	収集・運搬	一般廃棄物
梁瀬商店 (板倉町大字板倉2424-1)		

《町外》

業者名	収集運搬・処分の別	一般廃棄物の種類 (し尿及び浄化槽汚泥等を除く)
株式会社 横田商事 (館林市足次町26-1)	収集・運搬	一般廃棄物
館林美化センター 株式会社 (館林市苗木町2447-66)		
株式会社 星山商店 (館林市美園町26-14)		
株式会社 鴫商 (館林市苗木町2548)		
有限会社 マルハチ (館林市堀工町1624)		
有限会社 福島商事 (明和町南大島1061)		
トネリサイクルシステム 株式会社 (大泉町西小泉2-3-17)		
有限会社 高尾商店 (大泉町西小泉三丁目11-38)		
株式会社 高田産業 (埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目13-5)		
有限会社 石井自動車解体 (館林市成島町272-1)		
株式会社 新栄造園 (館林市上三林町乙1592-1)		一般廃棄物(せん定枝)

5 生活排水(し尿・浄化槽汚泥・雑排水処理層汚泥)の処理

(1) 排出量、収集回数及び収集方法

(単位 :キロリットル/年)

一般廃棄物の種類	R8排出量 計画値	収集回数	収集方法
し尿	330.0	随時	許可業者による収集
浄化槽汚泥	4,206.0		
雑排水処理槽汚泥	0.1		
合計	4,536.1		

(2) 収集運搬の主体、処理方法

一般廃棄物の種類	収集運搬 の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	衛生施設 組合	高負荷 脱窒素処理 + 高度処理	民間(委託)	埋立
浄化槽汚泥					
雑排水処理槽汚泥	民間	脱水・焼却	民間	資源化	

- 生活排水のうち「し尿・浄化槽汚泥」については、町が許可した一般廃棄物処理業者(下表①を参照)に収集運搬を委託し、館林衛生施設組合で処理を行うものとする。なお、浄化槽の清掃や点検にあたっては、同じく町が許可した浄化槽清掃業者(下表②を参照)が行うものとする。
- 生活排水のうち「雑排水処理槽汚泥」については、町が許可した一般廃棄物処理業者(下表①を参照)に収集運搬を委託し、民間処理施設で行うものとする。

①一般廃棄物処理業許可業者(板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例関係)

業者名	収集運搬処分の別	一般廃棄物の種類
有限会社 板倉クリーンサービス (板倉町大字西岡新田292)	収集・運搬	一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥)
昭和浄化槽サービス 有限会社 (館林市堀工町1884-28)		一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥)
有限会社 館林環境サービス (館林市本町一丁目2-9)		一般廃棄物 (浄化槽汚泥)
有限会社 大朮興業 (館林市朝日町4-27)		一般廃棄物 (浄化槽汚泥)

②浄化槽清掃業許可業者(板倉町浄化槽の清掃業に関する条例関係)

業者名	業務の種類	備考
有限会社 板倉クリーンサービス (板倉町大字西岡新田292)	浄化槽清掃業	
昭和浄化槽サービス 有限会社 (館林市堀工町1884-28)		
有限会社 館林環境サービス (館林市本町一丁目2-9)		
有限会社 大朮興業 (館林市朝日町4-27)		

6 その他一般廃棄物処理実施計画について必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可

- ・ 収集運搬体制については、ごみ処理は現状において円滑に行われており、許可業者数の増加により過当競争が生じることによって、安易なごみの排出や不適正処理等が危惧されることを考慮し、新規許可は行わず、当面は現体制の業者により収集運搬を行うものとする。ただし、次の場合はこの限りではない。
- ・ 新たな行政需要や事業所等の増加、法令等に基づき、既存の許可業者の能力では対応できない場合

(2) 一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥)の許可及び、浄化槽清掃業の許可

- ・ し尿及び浄化槽汚泥の処理は館林衛生施設組合にて行っており、同組合館林環境センター設置及び管理に関する条例に基づき、管理者の許可を受けた者による搬入に限られている。収集運搬体制や浄化槽清掃体制については、現状において円滑に行われているため、現体制の業者により行うこととする。ただし、次の場合はこの限りではない。
- ・ 新たな行政需要や事業所等の増加、法令等に基づき、既存の許可業者の能力では対応できない場合

(3) 大掃除計画

- ・ 板倉町廃棄物及び清掃に関する条例施行規則第2条に基づき、大掃除計画を次のとおり定めるものとする。

実施回数	2回
実施期間	令和8年5月1日から令和8年7月31日
	令和8年9月1日から令和8年11月30日
実施区域	町内
実施方法	建物や土地の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする)は、占有または管理する建物や土地を全般にわたって清掃する。 道路や公園など公共性の高い箇所は、町と住民が共同して清掃する。